

生駒市一般不妊治療費助成事業 申請案内

一般不妊治療に要した費用の一部を助成します

不妊とは…

不妊は「生殖年齢の男女が妊娠を希望し、ある一定期間、性生活を行っているにもかかわらず、妊娠の成立をみない場合」と定義されています（日本産科婦人科学会編 産婦人科用語集より）。

「一定期間」は世界保健機関（WHO）では2年間としており、日本でもそれになっていました。一方、妊娠を考える夫婦の年齢が比較的高い米国の生殖医学会では、不妊期間1年以上を不妊と提唱しており、結婚年齢が高くなった日本でも現在は、1年以上妊娠しない場合には不妊と診断し、検査と治療を開始したほうがよいという考え方が一般的になっています。

生駒市健康課

〒630-0258 生駒市東新町1番3号

電話 0743-75-2255

助成対象者

次の要件のすべてを満たす夫婦が助成の対象です。

1. 法律上の婚姻をしている夫婦又は事実婚関係にあるもの。
2. 治療開始日における妻の年齢が、43歳未満であること（助成期間は43歳の誕生月の末日まで）。
3. 治療期間および申請日において、夫婦のうちいずれか一方が、生駒市に住民登録していること。
ただし、事実婚関係での申請については、原則男女とも同一世帯であること（別世帯であれば申立書が必要）。
4. 夫婦のいずれもが医療保険法各法による被保険者もしくは被扶養者であること。
5. 夫婦のいずれも本市が賦課する市税等を滞納していないこと。
6. 産婦人科等を標榜する医療機関（日本国内に限る）で不妊症治療の必要があると医師に診断され、その治療を受けた夫婦であること。

助成内容

1. 当該年の1月1日～12月31日の期間に産婦人科等を標榜する医療機関で、一般不妊症治療（男性不妊を含む）に要した検査費と治療費（医療保険適用分及び適用外分）の夫婦の合計負担額（高額療養費の支給及び付加給付を受けた場合は、当該合計額から当該給付額等を控除した額）の2分の1で、1年度につき上限額5万円。期間中に妻が43歳になった場合、誕生月の末日までに要した費用が対象。ただし、特定不妊治療（体外受精および顕微授精）のための検査や治療費、第3者からの精子、卵子または胚の提供による治療は除く。
2. 助成金を受け取ることができる期間は1子につき通算5年度まで。

申請に必要な書類

1. 生駒市一般不妊治療費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
★記入漏れにご注意ください。
2. 生駒市一般不妊治療医療機関受診等証明書（様式第2号）＜医療機関記入＞
★受診した産婦人科等の医療機関で証明を受けてください。
★医療機関が発行した証明書の「院外処方の有無」が「有」の場合は、院外処方に要した費用も対象となります。ただし、薬局が発行する領収書の添付が必要です。
★複数の医療機関を受診している場合、各医療機関ごとの証明が必要です。
★夫婦のいずれもが治療を行っている場合、各々の証明が必要です。
3. 医療保険各法の規定に基づく被保険者若しくは組合員又は被扶養者であることの証明書（ご夫婦との写し）例：資格確認書（健康保険証）、限度額適用認定証など
4. 申請者本人名義の振込先口座を確認できるもの（預金通帳等の写し）

【以下5.6は該当する方のみ提出が必要です】

戸籍謄本等の公的証明書は発行後3か月以内のものがが必要です

※法律上の婚姻をしている夫婦であるが、単身赴任等の事情により夫及び妻が同一世帯でない場合：

5. 夫婦どちらかの戸籍謄本（世帯全員の身分事項が記載されているもの）

※事実婚関係にある場合：

6. 1）お二人ともの戸籍謄本またはお二人とも重婚でないことを証明する書類

2）事実婚の関係に関する申立書（様式第3号）

★治療の結果出生した子については、認知を行う意向確認欄にお二人の署名（自署）をお願いします。

★住民票で同一世帯でない場合は、事実婚の関係に関する申立書（様式第3号）にその理由をご記入ください。

申請方法

必要書類をすべて揃えて、下記いずれかの方法で申請してください。

- ① 申請または窓口 ※郵送（当日消印有効）でも可としますが、簡易書留などで郵送してください。

<郵送先> 〒630-0258 生駒市東新町1番3号（セラビーいこま内）
生駒市健康課 あて

- ② オンライン申請

右記のQRコードから申請してください。

（注意）オンライン申請をされる場合は、マイナンバーカードが必要です。

その他、必要書類ご準備いただき入力を開始してください。

WEB 申請



申請期限

対象年の1月1日～12月31日の期間内に受けた治療および検査の助成申請は、**対象年の4月1日～翌年の1月15日まで（直接の場合は閉庁日を除く）**に手続きをしてください。

不妊症治療・検査が終了し、以後治療予定のない時、年度途中で治療に要した費用が10万円を超えている場合はその時点で申請をしてください。

助成金の支給方法

助成が承認された場合、申請者本人に通知し、申請書記載の口座に助成金を振り込みます。

支給申請の不承認、助成の取り消し

要件に該当しないなど助成金を支給できない場合は、不交付決定通知書を送付します。

また、不正な手段をもって助成を受けた場合には、助成金を返還していただきます。

その他

医療費の自己負担分が高額となった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた部分が払い戻される高額療養費制度があります。高額療養費については加入されている保険者にお問い合わせください。

助成申請のQ & A

Q1 夫婦どちらかが市外在住の場合、助成を受けることができますか？

A1 ご夫婦のどちらかが生駒市に住民登録があることを条件としていますので、単身赴任等で夫婦どちらかの住民登録が生駒市にない場合でも、助成対象となります。

Q2 生駒市へ転入する前に開始した不妊症治療については対象になりますか？

A2 治療日・申請日ともに生駒市に住民登録されていることを条件としておりますので、転入前の治療については助成対象になりません。転入日以降に受けた治療日から対象になります。
また、同様に転出後の申請も対象となりません。必ず転出前に申請をしてください。

Q3 治療途中ですが、10万円を超えたので申請できますか？

A3 10万円を超えた時点で申請をしていただくことが可能です。また、不妊症治療・検査が終了し、以後治療予定のない時はその時点で申請をしてください。

Q4 第2子の不妊症治療は対象になりますか？

A4 第2子以降も対象になります。1子につき5年度までの申請が可能です。

Q5 不妊症治療の検査をして治療に至らなかった場合は、検査費用は助成の対象となりますか？

A5 産婦人科等を標榜する医療機関で不妊症治療の必要があると診断され、治療が開始された場合が対象となりますので、治療に至らなかった場合は助成対象外です。

Q6 同じ年度に流産をしたため、2回不妊症治療をしました。この場合はどうなりますか？

A6 1年度の上限5万円の範囲で助成をします。その後、同じ年度内に2回目の申請をされた場合は、1年度の上限5万円から、1回目の助成額を引いた額の範囲で助成します。

Q7 2つ以上の医療機関で不妊症治療を受けた場合、受診等証明書はどうすればよいですか？

A7 それぞれの医療機関ごとに受診等証明書が必要となります。

Q8 不妊症の治療の助成は1子につき5年度内とありますが申請しない年度があった場合、それは含まれますか？

A8 申請しない年度は対象になりません。申請をした年度の5年分です。

Q9 今回の不妊症治療で夫の住所地での不妊症の助成を受けました。生駒市でも今回費用助成をうけられますか？

A9 他の自治体で今回の不妊症治療に対する助成を受けた場合、助成対象にはなりません。

その他、よくある質問については生駒市ホームページからご覧いただくことができます。